

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
中種子町	油久地区 (広ヶ野・東之町・女洲・向町・西之町・美座・西之山)	令和3年3月23日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	461.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	277.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	161.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	32.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	69.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

アンケート調査では、他地区と比較して後継者が多くなっている。また、農地の貸し借りはしっかり出来ているため、荒廃農地については比較的少ない。
基盤整備が出来ている地域もあるものの、急勾配で段差が多く、排水路等の管理に多くの労力が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

法人化を検討している農家や一部の規模拡大傾向の中心経営体へ農地を集積する。
入り作を希望する経営体の受け入れを促進しながら対応する。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

多面的機能支払交付金事業を行っている集落があるので、事業を活用し荒廃農地発生を防止する。
兼業農家などの将来的に中心となり得る経営体に対し農地を集約する。
農地中間管理事業を活用した農地の貸し借りを推進する。